

(平成25年11月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

九州（福岡）厚生年金 事案 4905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和36年4月にA社に入社し、42年4月に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人と一緒にA社B事業所から同社D事業所に異動した同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを特定できる人事記録等の資料は無いものの、申立期間において、A社B事業所から同社D事業所に異動した同僚が、異動先の同社D事業所において昭和37年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和37年4月の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無く不明としているものの、事

業主が昭和 37 年 6 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（大分）厚生年金 事案 4906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月12日は6万8,000円、同年12月25日は12万5,000円、16年8月12日は5万円、同年12月24日は8万8,000円、17年8月12日は6万2,000円、同年12月22日は11万5,000円、18年8月11日は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立人の申立期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年8月12日は6万8,000円、同年12月25日は12万5,000円、16年8月12日は5万円、同年12月24日は8万8,000円、17年8月12日は6万2,000円、同年12月22日は11万5,000円、18年8月11日は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（大分）厚生年金 事案 4907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年8月12日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間③については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①及び②については、申立人が提出した賞与支給明細書により、A社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給されたことは確認できるものの、当該賞与からは厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、申立人の主張する申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日は13万5,000円、16年8月12日は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年8月12日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間①及び②の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から13万5,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②については、申立人が所持している賞与支給明細書及び前述の取引明細書から判断すると、A社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、申立人の所持する賞与支給明細書に記載されている賞与支給額及び保険料控除額から7万2,000円とすることが妥当である。

- 4 事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、4万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額か

ら4万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和37年4月にA社に入社し、平成10年7月末日に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを特定できる資料は無いものの、申立期間において、A社B事業所から同社D事業所に異動した同僚が、異動先の同社D事業所において昭和37年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和37年4月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無く不明としているものの、事

業主が昭和 37 年 6 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 4911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和55年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月20日から同年6月1日まで

私は、昭和33年4月1日にA社に入社し、平成7年6月15日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した申立人に係る社員名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和55年5月20日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和55年6月のオンライン記録から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社が保管している「健康保険・厚生年金保険・雇用保険被保険者名簿」において厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和55年6月1日と記載されていることから、資格取得日について、申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に入社し、退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを特定できる資料は無いものの、申立期間において、A社B事業所から同社D事業所に異動した同僚が、異動先の同社D事業所において昭和37年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和37年4月の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は当時の関係資料が無く不明としているものの、事業主が昭和 37 年 6 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月及び13年4月から14年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年9月
② 平成13年4月から14年8月まで
③ 平成14年9月

私の年金記録によると、申立期間①及び②については、国民年金保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、納付済期間とされている。

また、申立期間③については、保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、未納とされている。

申立期間①、②及び③について、申請免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料の免除申請を行った時期及び場所は記憶していないものの、免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、申立期間①当時の申立人の住所については、戸籍の附票では確認できないが、オンライン記録及び申立人に係る国民年金被保険者名簿によりA県B市及びC市D区であることが確認できることから、当該期間に係る保険料の免除申請について当該市区に照会した結果、いずれの市区も免除申請の受付状況の記録及び資料が見当たらず確認することができないと回答している。

また、申立期間①当時の国民年金制度において、保険料の免除申請があった日の属する月の前月より前の期間については、遡って免除の承認を受けることができないとされているところ、申立期間①直後の平成12年10月から13年3月までの期間に係る免除申請日は12年11月13日となっており、当該申請日においては、申立期間①に係る保険料の免除承認を受

けることができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る免除の承認を受けるためには平成 12 年 10 月中に免除申請を行う必要があるところ、前述のとおり、いずれの市区においても申請の受付状況等を確認することができない上、オンライン記録においても当該申請が行われた形跡は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間①に係る保険料を納付した記憶は無く、申立人の身内にも納付した者はいないと主張しているものの、オンライン記録により当該期間に係る保険料が平成 14 年 10 月 30 日に収納されていることが確認できる上、当該収納日における申立人の住所を管轄する年金事務所において、当該期間に係る「領収（納付受託）済通知書」が保管されていることが確認できる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、平成 14 年 4 月に E 県 F 町（現在は、G 町）役場へ出向いた際、保険料の免除申請は同年 7 月からの受付である旨の説明を受けたので、同年同月になってから同役場において保険料の免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、申立期間②及び③当時の申立人の住所は、戸籍の附票及びオンライン記録により、申立期間②に H 県 I 市から F 町に異動し、申立期間③は同町であったことが確認できることから、当該申請について該当する市町に照会した結果、いずれの市町も免除申請の受付状況等を確認することができないと回答している。

また、申立人は、申立期間②に係る保険料を納付した記憶は無く、身内にも納付した者はいないと主張しているものの、オンライン記録により当該期間のうち平成 13 年 4 月及び同年 5 月に係る保険料が 15 年 1 月 22 日に、13 年 6 月から 14 年 8 月までの期間に係る保険料が 15 年 3 月 26 日にそれぞれ収納されていることが確認できる上、両収納日における申立人の住所を管轄する年金事務所において、前述の期間のうち、13 年 6 月から 14 年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 8 月までの期間に係る「領収（納付受託）済通知書」が保管されていることが確認できる。

- 3 申立人が全ての申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 7 月から 17 年 1 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月から 17 年 1 月まで

私は、20 歳になって国民年金に加入して以降、大学在学中は国民年金保険料に係る学生等の保険料納付特例の申請を自分で行い、卒業後は収入が無かったので保険料の免除申請を行った。申立期間についても、平成 16 年 7 月に当時居住していた A 市の B 区役所へ出向き、保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、免除とされていないことに納得できない。

調査の上、申立期間の記録を免除と訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 16 年 7 月に A 市 B 区役所へ出向き、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、申立期間当時において保険料の免除申請があった場合の申請者の所得に係る審査に関する事務の取扱いについて、A 市 B 区国民年金担当課は、「申請者の前年の所得額が、免除の基準となる所得額の範囲内かどうか、区役所の端末により確認していた。」と回答しており、C 年金事務所は、「平成 14 年度以降、市町村から社会保険事務所（当時）に提出させる免除申請書には、必ず所得証明書及び世帯構成の証明書を添付させ、これを基に免除承認の可否を決定していた。」とそれぞれ回答しているところ、今回、A 市に照会した結果、申立人に係る平成 15 年の総所得金額は、45 万 3,090 円との回答があり、これは、平成 16 年度における申立人が該当する単身世帯に係る全額免除の所得基準額（35 万円）を超えている。

また、A 市 B 区は、「当区において、申立期間当時、保険料の免除申請を受け付けた場合は、当該内容を端末に入力していた。申立期間に係る免除申請があったかどうか端末で確認した結果、記録が確認できないことから、申

立人からの免除申請は受け付けていないと思われる。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から62年3月まで

私は、生前の私の父から、「あなたが20歳になった頃、あなたの将来を考えて国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を4年間ぐらいいにわたって毎月納付していた。」と聞いているので、未納とされていることに納得できない。

その後の保険料についても、父が継続して納付していたかもしれないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親から、「あなたが20歳になった頃、あなたの将来を考えて国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を4年間ぐらいい毎月納付していた。」と聞いていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出整理簿及び申立人に係るA市B区の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年3月に同市同区において、職権適用により払い出され、申立人は、国民年金の被保険者資格を20歳到達日に遡って取得していることが確認できる。

このことから、申立人が20歳に到達した昭和48年*月時点では、申立人は国民年金に未加入であり、62年3月に加入手続が行われるまでの約13年間は、申立人の父親が保険料を毎月納付することは制度上できなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の始期から4年間ぐらいたった後の保険料についても、父親が継続して納付していたかもしれないと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の加入手続が行われた昭和62年3月の時点では、申立期間の始期から59年12月までの保険料は時効により納付する

ことはできず、残りの 60 年 1 月から申立期間の終期である 62 年 3 月までの期間については、60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の過年度保険料と同年 4 月から 62 年 3 月までの期間の現年度保険料とを合わせて納付することができるものの、申立人は、「父親からは保険料の納付状況を聞いておらず、私も保険料の納付について、納付した場所や保険料の額などを記憶していない。」と供述している上、当該加入手続きを行い保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間に係る具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、日本年金機構 C ブロック本部 D 事務センターに照会したが、「申立人が申立期間当時に申立人の住民票が作成されていたと供述している E 市 F 区では、申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。」と回答している。

申立人の父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A社には、B社及びC社という関連会社があったので、いずれかの会社で厚生年金保険被保険者資格を取得していたかもしれない。

給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うし、一緒に勤務していた同僚の姓名も記憶しているので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社と主張している事業所（以下「A事業所」という。）並びに申立人が同事業所の関連会社と供述しているB社及びC社の所在地、事業内容、業務内容等に関して、申立人が具体的に供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、B社は昭和 51 年 5 月 1 日に、C社は 53 年 1 月 1 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所となっており、両社は申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして姓名を挙げている複数の同僚については、A事業所が適用事業所であった記録は確認できないこと並びにB社（適用事業所であった期間は、昭和 51 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日まで）及びC社（適用事業所であった期間は、昭和 53 年 1 月 1 日から同年 5 月 27 日まで）に係る厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者の記録を確認できないことから、連絡先が不明のため、申立人の

申立期間における当該3事業所における勤務の実態や厚生年金保険料の控除の状況などについて供述を得ることができない。

さらに、A事業所に係る登記簿謄本は見当たらず、当時の事業主の所在が不明であること、B社の申立期間当時の事業主は既に死亡していること、及びC社は申立期間当時には法人登記が行われていないため、当時の事業主の所在が不明であることから、申立人の当該3事業所における厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年2月13日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。同社における厚生年金保険の被保険者記録は昭和20年2月13日からとなっているが、同日より前から勤務しており、現在のB国に所在した同社の仕事場でC業務を行っていた時期もあった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「100年史」により、申立期間当時、同社は現在のB国で事業を行っていたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「当社に保管されている厚生年金保険の加入者の記録は、昭和31年以降に離職した者のみを対象として作成されている。また、申立人に係る人事記録等も残されていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間当時における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先が判明した6人に照会したところ、4人から回答があったものの、当該4人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間当時の同社における勤務実態を推認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び被保険者名簿において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和20年2月13日であり、同資格の喪失日は同年11月12日であることが確認できる上、この記録はオンライン記録とも一致している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。